

サービス接遇実務技能者資格認定に関する規約 I

1. 秘書サービス接遇教育学会は、技能認定委員会を設置し、会員によるサービス接遇実務技能関連教育の充実、およびサービス接遇実務技能保有者の社会的評価の向上を目的として、サービス接遇実務技能者としての資格認定を行う。
2. 本規約に基づくサービス接遇実務技能者資格認定は、本会会則第3条第3項に基づく事業として行う。
3. 技能認定委員会は、理事で構成する。
4. 資格の名称は「サービス接遇実務士(Certified Person with Good skills of Customer Service)」とする。
5. 資格の認定を受けようとする者については、次に定める(1)の条件に加え、(2)のいずれかの条件が備わっていないなければならない。
 - (1) a. 正会員が所属する学校(団体)、または賛助会員校に在学中の者、または卒業した者。
b. 正会員、または賛助会員の代表者が面接試験を行い、資格認定について適当と認められた者。
 - (2) ① 文部科学省後援サービス接遇実務検定試験**準1級**に合格しており、次のいずれかの検定試験(別紙)1種類に合格している者。
② 文部科学省後援サービス接遇実務検定試験**準1級**に合格しており、同サービス接遇実務検定試験1級の一次(筆記)試験に合格している者。
③ 文部科学省後援サービス接遇実務検定試験**1級**に合格している者。
6. 資格の認定は次の手続きによって行う。
 - a. 資格を認定しようとする者に対しての条件認定は、正会員または賛助会員の代表者が行う。
 - b. 資格証書の発行申請は、正会員または賛助会員の代表者が行う。
 - c. 資格証書の発行申請は、所定の用紙により行う。
7. 資格証書の発行料は次のとおりとする。
発行料 3,000円
8. 発行申請者に、資格の条件認定手数料(会場費、面接に必要な費用等)を、次の割合で、支払う。
 - ・正会員による申請 発行料の20%
 - ・賛助会員による申請 発行料の50%

※資格証書発行料の支払い方法

証書1通につき、発行料3,000円から条件認定手数料を差し引いた金額(正会員による申請では2,400円、賛助会員による申請では1,500円)を、裏面の送金先へご送金ください。

改定

1. 平成20年8月20日
2. 平成30年3月19日
3. 平成30年8月22日
4. 令和3年12月14日

以上